令和８年１０月５日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

１．競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域
株式会社八州　東京都江東区木場５－８－４０
令和８年１０月５日～令和９年１月４日（３ヶ月）
地域３（関東支社が所掌する区域）
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

２．事実概要
有資格者である（株）八州は、関東支社発注の「首都圏中央連絡自動車道　坂東 IC～つくば中央 IC 間工事発注用図面作成業務」において、業務の進捗が著しく滞り、履行期間内に業務を完了させることができないことが明らかとなったため、調査等請負契約書第４４条第１項第三号に基づく契約解除を行った。

３．競争参加資格停止措置理由
上記（２．事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成１８年８月７日東高契第２６９号)」別表第１第４号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領　別表第１

措　置　要　件	地域及び期間
（契約違反） ４　第２号に掲げる場合のほか、会社の発注に係る工事等の施行に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	発生地域について当該認定をした日から２週間以上４月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社　総務・経理本部　経理財務部　調達企画課

以　上